

# 破産手続に関するQ&A

(破産者株式会社朽木ゴルフ倶楽部)

平成30年8月9日

破産管財人 弁護士 小松 陽一郎

株式会社朽木ゴルフ倶楽部（以下「朽木GC」といいます。）は、平成30年8月9日、大阪地方裁判所に対して自己破産の申立てを行い、同日午前11時00分、破産手続開始決定がなされ（大阪地方裁判所 平成30年（フ）第3333号）、当職が朽木GCの破産管財人に選任されました。

本書では、本件破産手続の概略について、Q&A方式でご連絡します。ご覧の上、ご不明な点があれば、コールセンター宛てにご連絡下さい。

## 【朽木GC 管財人室コールセンター】

電話番号 06-6221-3358 （\*お掛け間違いなきようお願いいたします。）

受付時間 月～金（土日祝除く） 午前10時～午後5時

### 1 破産手続一般について

Q1 破産手続とはどのような手続ですか。

A1 支払不能または債務超過の状態にある債務者につき、裁判所の監督の下で、その資産を換価・現金化し、全ての債権者に対し公平に分配するための手続です。

Q2 破産管財人の立場はどのようなものですか。

A2 破産管財人は、裁判所の監督の下、破産者と利害関係がない公平・中立の立場で、破産者の資産の換価・処分を行い、配当が可能な場合には、債権調査の上、配当手続による弁済業務等を行います。

Q3 朽木GCは、なぜ、自己破産に至ったのですか。

A3 破産手続開始申立ての申立代理人より引き継いだ資料による限り、概要、以下のような経緯だったと理解しております。

朽木GCは、経営悪化により、平成13年8月29日、大津地方裁判所に対し、1

回目の民事再生の申立てをいたしました（大阪地方裁判所平成13年（再）第3号。）。

1回目の民事再生では、預託金返還請求権を有する債権者（会員）が退会的意思表示をした場合に抽選で一定限度額を返還する内容の再生計画案について認可決定を得て、自力再建を目指していましたが、その後、民事再生に伴う年会費収入の減少、新コースの閉鎖、自然災害による収益の悪化等により、再び、経営状況が悪化しました。

このままの状態では事業を継続するならば、資金繰りがショートし、ゴルフ場施設の閉鎖も余儀なくされると判断されるまでになり、朽木GCは、今度はスポンサーの支援による再建を目指し、平成30年4月9日、大阪地方裁判所に対し、2回目の民事再生の申立てを行いました（大阪地方裁判所平成30年（再）第1号）。申立て時には、有限会社シーサイドハウジングが具体的な支援額を明示した上でスポンサー候補として支援を開始しましたが、その支援額は、一般債権者への弁済原資を捻出するには及ばなかったため、朽木GCは、2回目の民事再生申立て後も、より有利で・高額の条件で支援をするスポンサーを探索し続けました。

しかし、結局、有限会社シーサイドハウジングを超える条件を提示するスポンサーは現れませんでした。朽木GCは、上記のとおり、具体的な支援無くして事業を継続した場合には、資金繰りがショートし、ゴルフ場の閉鎖を余儀なくされる状況にあり、さらには、周辺に多大な混乱をもたらすことも懸念されたことから、平成30年7月31日、有限会社シーサイドハウジングの指定会社である株式会社オーレ（なお、株式会社オーレは、有限会社シーサイドハウジングの代表取締役が100%出資して新設した会社です。）への事業譲渡を選択しました。

そして、事業譲渡の対価から、ゴルフ場施設への担保権者への受戻金や滞納公租公課の一部の弁済金等を控除すると、朽木GCが保有する財産は、約1400万円しかない状況となりました。

以上の経緯で、平成30年8月9日、民事再生手続を断念し、同手続を取下げのうえ、同日、自己破産の申立てをいたしました。

## 2 ゴルフ会員資格及び預託金返還請求権について

Q1 かつて朽木GCが運営していたゴルフ場（以下「朽木ゴルフ場」）は、現在、誰が運営しているのですか。

A1 朽木ゴルフ場については、平成30年7月31日付けで朽木GCから株式会社オーレに承継されており、同社が運営しています。

Q2 私のゴルフ会員の資格及び預託金返還請求権は、株式会社オーレに承継されたのでしょうか。

A2 朽木GCから株式会社オーレへの事業譲渡にあたり、ゴルフ会員契約及び預託金返還請求権は、承継対象から除外されています。

従いまして、ゴルフ会員の資格及び預託金返還請求権は、株式会社オーレには、承継されておらず、朽木GCに残ったままとなっています。

Q 3 今後、私は、朽木ゴルフ場において、メンバーフィーでプレー可能でしょうか。

A 3 ゴルフ場施設については、現在、株式会社オーレが運営主体となっており、また、ゴルフ会員契約は事業譲渡の承継対象から除外されています。そのため、現状、何も手続をとられなければ、メンバーフィーでのプレーはできません。但し、株式会社オーレによると、平成30年度の年会費を既に朽木GCに対して支払った方は、平成30年12月31日まではメンバーフィーでプレーできるとのことです。

また、株式会社オーレからは、平成30年11月末日までに朽木GCの会員から入会手続があれば、入会金・預託金の負担なしに入会を認める旨の意向が表明されています。

今後、朽木ゴルフ場において、メンバーフィーでのプレーをご希望されるのであれば、平成30年11月末日までに、別途株式会社オーレにお問い合わせいただくか、同社から届く連絡に従い、入会手続を行っていただきますようお願い申し上げます（平成30年8月中旬～下旬に、株式会社オーレから会員の皆様に対して、入会に関するご案内が送付される予定とのことです。）。

Q 4 朽木GCに預託した預託金は、株式会社オーレに請求可能でしょうか。

A 4 朽木ゴルフ場の事業譲渡においては、預託金返還請求権を含む債務が承継対象から除外されており、株式会社オーレの法人登記にもその旨記載されています。そのため、この理解に従う限り、株式会社オーレには、預託金返還を請求できないものと思料致します。

Q 5 朽木GCに預託した預託金は、戻ってこないのでしょうか。

A 5 会員の皆様には多額の損失が生じ、大変心苦しいですが、破産手続の申立代理人から引き継いだ資料にて判断する限り、朽木GCは、会員の皆様の預託金に対して配当可能な程度の資産を保有していません。そのため、現状、預託金返還請求権を含む一般破産債権への配当は、不可能と判断しております。

今後、朽木GCに新たな資産が見つかり、別途配当の可能性が認められる状況となった場合には、あらためて、当職からご連絡するように致します。

### 3 ゴルフ場の営業状況

Q 1 破産手続開始決定後も、これまでと同じように、朽木ゴルフ場でゴルフをプレーすることはできるのでしょうか？

A 1 現在、朽木ゴルフ場は、株式会社オーレに承継され、同社のもとで運営されていま

す。破産手続開始決定直後に確認した限りでは、従前と変わること無くゴルフ場を運営しているようです。

予約方法・営業時間等につきましては、従前と変更無く、詳細は、ゴルフ場ホームページをご確認下さい。

なお、メンバーフィーでプレー可能かという問題に関しては、上記2-Q3を確認ください。

Q2 破産前からゴルフプレーを予約していましたが、プレーできるのでしょうか？

A2 朽木ゴルフ場は、株式会社オーレによって、平成30年8月9日現在も運営されており、また、予約等につきましても何ら変更は生じておらず、既にゴルフプレーをご予約されている方は、ご予約の日時どおりに朽木ゴルフ場に行っていただければ、従前どおり、プレー可能と聞いております。

#### 4 年会費関係

Q1 今後、新たに年会費等が発生することはあるのでしょうか？

A1 朽木GCは、既に事業を廃止していますので、朽木GCとの関係で、新たな年会費が発生することはありません。

2-Q2で記載のとおり、新たに株式会社オーレに入会手続をなされた場合には、次年度以降、株式会社オーレとの関係で年会費が発生することとなります。

Q2 現在、朽木GCに対し、年会費を滞納しています。これは、支払わなければなりませんか。

A2 朽木GCの会員の皆様は、朽木GCに預託金の返還請求権を有しているところ、滞納年会費については、預託金返還請求権と相殺した場合に、消滅するものと理解しております。そのため、年会費を滞納している会員の大多数の方については、回収可能性がないものとして、特に滞納年会費の支払請求を予定していません。

今後の調査の結果、年会費の滞納額が預託金額を上回る方がいることが判明した場合には、回収可能性等も慎重に調査し、個別に督促のご連絡をさせていただく場合もあろうかと存じます。但し、滞納年会費の支払いをお願いする場合には、当職から個別にご連絡致しますので、現状は、特段のお手続をしていただく必要はございません。

#### 5 裁判所・破産管財人からの通知関係

Q1 裁判所や破産管財人からの連絡を送付してほしくない、または別の場所へ送付してほしい。

A1 コールセンターまでお電話又はファクシミリでその旨ご連絡下さい。その際、プライバシーに関わる情報となりますので、お名前、ご登録住所、生年月日等の連絡者様

を特定できる事項も併せてお教え頂きますようお願い致します（これらが不明な場合、お取り扱いができない場合がございます）。なお、送付停止の手続をとられた場合には、配当可能となった段階でも、個別にご連絡がいきませんので、予めご了承下さい。

Q 2 「破産手続開始等の通知書」がまだ届かないのですが。

A 2 若干遅れるかもしれませんが、平成30年8月10日～13日ころに到着予定です。もし、平成30年8月14日を経過しても「破産手続開始等の通知書」が届かない場合には、コールセンターまでお問い合わせ下さい。

Q 3 裁判所から、「破産手続開始等の通知書」（「重要なお知らせ」との表題のハガキ）が届いたのですが、どうすればいいですか。

A 3 今は裁判所に対し特に何もなさる必要はありません。現時点では、不可能と理解しておりますが、もし一般破産債権者の方への配当の見込みが立った場合には、あらためて連絡がいきますので、そのときに債権届出書の提出等をしていただくこととなります（どうしても先に届けたいとの意向を表明される場合には、お届け頂いても結構です。但し、書式等がありますので、弁護士・司法書士の先生にご相談されることをお勧めします。）。

本破産手続の進行状況等につきましては、随時、本ホームページ上で関係者の皆様にお知らせしますので、ご確認頂きますようお願い致します。また、債権者説明会の実施も予定しています。

## 6 その他

Q 1 債権者集会は開催されないのですか。

A 1 現在のところ、裁判所主催の債権者集会在開催される予定はありません。債権者の方への情報提供は、本ホームページを通じて行いますので、ご確認下さい。

Q 2 破産管財人の方で債権者説明会を開催する予定はありませんか。

A 2 現在、以下の日時・場所で、破産管財人が主催する任意の債権者説明会の開催を予定しております。なお、当日は、混雑が予想されますので、公共交通機関をご利用下さい。

### 【債権者説明会の日時・場所】

日時 平成30年8月25日（土）13時～15時（開場12時30分）

場所 京都商工会議所 3階講堂（〒604-0862 京都市中京区烏丸通夷川上ル）

Q 3 債権者説明会に参加しなかったからといって破産手続で不利になることはあります

か。

A 3 債権者説明会への参加は任意であり、参加しなかったからといって手続上不利に扱われることは全くありませんのでご安心ください。なお、債権者説明会の状況につきましては、後日、本ホームページに掲載させて頂く予定にしておりますので、そちらでもご確認頂けます。

Q 4 債権者説明会に持参すべき資料はありますか。

A 4 債権者の皆様方には、ご登録いただいているご住所宛に、「破産手続開始等の通知書」（「重要なお知らせ」との表題のハガキ）が郵送されております。迅速に本人確認を行いたく、債権者説明会には同書をご持参ください。

Q 5 今後、本件に関する質問は、どこにすればよいですか。

A 5 以下のコールセンターまでお願い致します。なお、裁判所、債権者説明会会場等に連絡されても、回答できかねます。本件に関するご質問は、全てコールセンターで承っておりますので、必ずコールセンターまでお願いいたします。

【朽木ゴルフ倶楽部 管財人室コールセンター】

電話番号 06-6221-3358 （\*お掛け間違いなきようお願い致します。）

受付時間 月～金（土日祝除く） 午前10時～午後5時